

規制基準

特定工場等における騒音の規制基準

	昼間（8：00～18：00）	朝（6：00～8：00） 夕（18：00～21：00）	夜間（21：00～6：00）
第1種区域	50dB（A）	40dB（A）	40dB（A）
第2種区域	55dB（A）	45dB（A）	40dB（A）
第3種区域	65dB（A）	60dB（A）	50dB（A）
第4種区域	70dB（A）	70dB（A）	60dB（A）

※ 単位 dB とは、計量法に定める音圧レベルの計量単位。（A）は A 特性の意味。

※ ただし、表に掲げる第2種、第3種又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 50メートルの区域内における基準は、上記の表に掲げる規制基準値から5デシベルを減じた値とする。

※ 規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいう。

特定工場等における振動の規制基準

	昼間（8：00～19：00）	夜間（19：00～8：00）
第1種区域	60dB	55dB
第2種区域	65dB	60dB

※ 単位 dB とは、計量法に定める振動加速度レベルの計量単位

※ ただし、区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 50メートルの区域内における基準は、上記の表に掲げる規制基準値から5デシベルを減じた値とする。

※ 規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における振動の大きさをいう。